



今月も、介護保険で利用できるサービスの概要について紹介していきます。

* 通所リハビリテーション（デイケア） *

介護老人保健施設（老人保健施設）、病院、診療所などに通い、理学療法士や作業療法士による、できる限り自立した日常生活を送るためのリハビリテーションを受けることができます。

- 医師の指示にもとづく、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練
- レクリエーションなど高齢者同士の交流
- リフトバスなどによる送迎
- 食事の提供や入浴の介助 など



■ サービス費用のめやす

内 容	要介護度	サービス費用	自 己 負 担
6 時間以上 8 時間未満	要支援	5,630円	563円
	要介護 1・2	6,990円	699円
	要介護 3・4・5	9,720円	972円

※費用は、利用時間や要介護度によって異なります。

※食事、送迎、入浴の加算があります。食事代やおむつ代、娯楽にかかる費用などは別途負担となります。

○食事加算

食事提供のサービスを利用する場合は、1日につき390円（自己負担39円）を加算します。

○送迎加算

利用者の送迎サービスについては、サービス費用に含まれません。片道につき470円（自己負担47円）を加算します。

○入浴介助加算

入浴介助（入浴の際、見守りや必要に応じて介助を行う）は440円（自己負担44円）を加算、特別入浴介助加算（特別浴槽を使用して入浴を行う）は650円（自己負担65円）を加算します。

* 居宅介護支援（ケアマネジメント） *

要介護認定を受けた高齢者などが、介護保険の在宅サービスなどを有効に利用できるように、居宅介護支援事業者のケアマネジャー（介護支援専門員）が行うケアプランの作成、サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介などのケアマネジメントを行うサービスです。

- ケアプランの作成
- 在宅サービス事業者との連絡・調整
- 介護サービス内容に関する情報提供
- 介護保険施設への紹介・ケアマネジメント など

■ サービス費用のめやす

ケアプランの作成は全額が保険給付となり、自己負担はありません。

◇◇◇ 居宅介護支援事業者には一定の要件があります ◇◇◇

居宅介護支援事業者は、ケアマネジメントの質の向上を図る観点から、利用者が受けるサービスに対して次のことを行う必要があります。

- ケアプランを利用者に交付
- 月1回の利用者宅への訪問、3か月に1回ケアプラン実施状況の把握および結果の記録
- ケアマネジャーは、要介護認定の再申請・更新などがあった場合に、サービス担当者会議を開催し、担当者に対する照会などにより、ケアプランの内容について、変更の必要性を検討

<問い合わせ先> 大崎町役場 高齢者対策課 TEL76-1111（内線131）